◎新潟県告示第892号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する第105条の２第２項の規定による次の特定第２号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成25年８月26日から生ずるものとする。

平成25年７月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　発起人の住所及び氏名

新潟県糸魚川市大字須沢3712

山田　洋治

新潟県糸魚川市大字田海140－１

八木　敏彦

２　区域

青海町漁業協同組合の地区

３　区分

10トン未満の漁船により営む漁業であって糸魚川市大字市振、大字歌及び大字外波を除く地区の者が行う漁業

４　届出年月日

平成25年７月１日